

制定日	平成13年12月21日
改訂日	平成26年 3月 7日
施行日	平成26年 3月 7日
版 数	第8版

## 太田市環境物品等調達方針

### 1. 目 的

国は、環境への負荷の少ない物品を積極的に使用することにより、持続的発展が可能な循環型社会の構築を図るとともに、もって将来にわたる国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法：以下「法」という。）」を平成13年1月16日に施行した（ただし、第7条・第8条及び第10条の規定は、平成13年4月1日施行）。

本市は、法が整備されたのに伴いその趣旨に沿うよう「太田市環境物品等調達方針」を策定し、環境への負荷の少ない物品及び役務（以下「物品等」という。）の計画的な調達を図り、環境にやさしいまちづくりに努めるとともに、物品等の適正な調達及び財政運営の健全化に資するものである。

### 2. 基本原則

物品等の調達にあたっては、その必要性を十分考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さいものを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して調達するものとする。

#### ○優先順位

##### ① 削減

- a) 「環境汚染物質等の削減」 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること
- b) 「省資源・省エネルギー」 資源やエネルギーの消費が少ないこと

##### ② 長期使用

- a) 「天然資源の持続可能な利用」 再生可能な天然資源は持続可能に利用していること
- b) 「長期使用性」 長期間の使用ができること

##### ③ 再利用

「再使用可能性」 再使用が可能であること

##### ④ リサイクル

- a) 「リサイクル可能性」 リサイクルが可能であること
- b) 「再生材料等の利用」 再生材料や再使用部品を用いていること

##### ⑤ エネルギー回収適正処理

「処理・処分の容易性」 廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと

### 3. 対象機関

本方針は、出先機関・市内小中養護学校・高校を含む全行政機関を適用対象とする。

### 4. 対象品目と調達目標

調達を推進する物品等（以下「特定調達物品」という。）の品目は別表「特定調達品目一覧表」のとおりとする。特定調達物品の調達目標は、判断基準を満たす物品の調達割合を100%とする。ただし、設備、公共工事、役務については判断基準を満たすものを調達するよう努力する。特定調達物品以外の物品等についても、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。

## 5. 調達判断基準

特定調達物品を選択するための判断基準は、別表「特定調達品目一覧表」のとおりとする。各項目冒頭の【共通の判断基準】に加え、各品目の判断基準、配慮事項をふまえて調達する。

なお、特定調達品目一覧表にない品目については、「国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針」による調達に努める。

また、調達できない場合は、その記録を残すものとする。

## 6. 調達の留意点

- ① 価格や品質等に加え、環境保全の観点を検討して調達を行う。
- ② できる限り資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体についての、環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する。
- ③ 調達総量をできるだけ抑制するよう努める。また、調達された物品は長期使用や適正使用、分別廃棄等に留意し、環境負荷の低減が確実に行われるようにする。
- ④ オフィス家具等については、できる限り修理等を行い長期使用に努める。
- ⑤ 事業者の選定にあたっては、本方針に同意する者を優先する。なお、太田市入札参加資格者は本方針に同意するものである。
- ⑥ 物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
- ⑦ 公共工事については、金額が大きく、経済に大きな影響力を有し、また市が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。
  - ・ 資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意すること。
  - ・ 公共工事のコストについては、一層縮減に努めること。
  - ・ 調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあること等の事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるよう努めること。
  - ・ 公共工事の環境負荷低減方策として、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を図ること。

## 7. 調達実績の取りまとめ及び公表

① 所属長は各所属における特定調達物品の調達実績を物品調達担当課に報告する。

② 物品調達担当課は、共同購入と所属別の特定調達物品の調達実績を取りまとめ公表する。

## 8. 本調達方針に係る事務担当窓口は物品調達担当課とする。

## 別表 特定調達品目一覧表

- 1 一覧表のうち◎印記載の品目は、判断基準に適合する物品が単価契約されているもの。財務会計システムの消耗品管理業務にて請求入力し調達する。同システムが運用されていない所属は単価契約により各所属で調達する。
- 2 一覧表のうち◇印記載の品目は、判断基準に適合する物品の協定単価が設定されているもの。財務会計システムの消耗品管理業務にて請求入力し調達する。協定単価が設定されていて同システムに登録の無い品目は、協定単価により各所属で調達する。また、同システムが運用されていない所属は協定単価により各所属で調達する。
- 3 上記以外の物品を各所属で調達にするにあたっては、表中の判断基準と配慮事項をふまえ、表中右欄の対応する環境ラベル製品を調達する。または環境物品情報サイト等で情報を収集し適合品を選択する。  
巻末に別記する環境ラベル一覧、環境物品情報サイト一覧を参照すること。

### 【定 義】

この別記において、次のとおり定義する。

【判断基準】 特定調達物品の適合品を選択するための基準。(●印で表記)

複数記載の場合は、すべての要件を満たすこと。

【配慮事項】 判断基準ではないが配慮することが望ましい事項。(○記で表記)

複数記載の場合は、すべての要件を満たすことを目標とする。

① 紙類

【判断基準】

●各品目欄に記載のとおり。

【共通の配慮事項】

○製品の包装は、できるだけ再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

特定調達品目	●判断基準 ○配慮事項	環境ラベル
コピー用紙◎	<p>●総合評価値が 80 以上であること。</p> <p>●製品に総合評価値及びその内訳が記載されていること。</p> <p>○古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>○バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p>	   グリーンマーク
フォーム用紙	<p>●古紙パルプ配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下であること</p>	 グリーンマーク
インクジェットカラープリンター用塗工紙	<p>●古紙パルプ配合率 70%以上であること。</p>	 グリーンマーク
塗工されていない印刷用紙◎ 塗工されている印刷用紙	<p>●総合評価値が 80 以上であること。</p> <p>●製品に総合評価値及びその内訳が記載されている又は、情報が開示され容易に確認できること。</p> <p>●色上質紙については、古紙リサイクル適性ランクが Bランク以上であること。</p> <p>○古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>○バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p>	 
トイレットペーパー◎	<p>●古紙パルプ配合率 100%であること。</p>	
ティッシュペーパー◎	<p>●古紙パルプ配合率 100%であること。</p>	

② 文具類

【共通の判断基準】

- 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①プラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
  - ②木質の場合、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源が使用されていること。
  - ③紙の場合、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。
- 主要材料以外の材料に木質が含まれる場合、②を参照すること。
- 主要材料以外の材料に紙が含まれる場合で紙の原料にバージンパルプが使用される場合、バージンパルプの合法性が担保されていること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

【共通の配慮事項】

- 製品の包装は、できるだけ再利用しやすく焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

特定調達品目	●判断基準 ○配慮事項	環境ラベル
シャープペンシル◎	●共通①プラスチック参照（軸に適用） ○残芯が可能な限り少ないこと。	  
シャープペンシル替芯◎	●共通①プラスチック参照（容器に適用）	
ボールペン◎	●共通①プラスチック参照（軸に適用） ○芯が交換できること。	
マーキングペン◎	●共通①プラスチック参照（軸に適用） ○消耗品が交換又は補充できること。	
鉛筆◎	●間伐材、端材等の再生資源を使用（軸に適用）	
スタンプ台◎	●再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用（盤面枠に適用） ○インク又は液が補充できること。	
朱肉◎	●再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用（盤面枠に適用） ○インク又は液が補充できること。	
印章セット	●共通①プラスチック参照（蓋・枠・底に適用） ○液が補充できること。	
印箱◎	●共通①プラスチック参照（仕切版に適用）	
公印	●木質の場合は、間伐材等の再生資源を使用	
ゴム印	●木質の場合は、間伐材等の再生資源を使用（柄部に適用）	
回転ゴム印◎	●共通①プラスチック参照（柄部に適用）	
定規◎	●共通①プラスチック参照	
トレイ◎	●共通①プラスチック参照	
消しゴム◎	●共通③紙参照（巻紙・ケースに適用）	
ステープラー（汎用型）◎	●共通①プラスチック参照 ○リサイクル、廃棄のため分離・分別しやすいこと。	
ステープラー針リムーバー◎	●共通①プラスチック参照 ○リサイクル、廃棄のため分離・分別しやすいこと。	
連射式クリップ（本体）◎	●再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用	

事務用修正具 (テープ) ◎	●再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用 ○テープが交換できること。
事務用修正具 (液状) ◎	●共通①プラスチック参照 (容器に適用)
クラフトテープ◎	●古紙パルプ配合率40%以上使用(テープ基材に適用)
粘着テープ(布粘着) ◎	●共通①プラスチック参照 (ラミネート層を除くテープ基材に適用)
両面粘着紙テープ◎	●古紙パルプ配合率40%以上使用(テープ基材に適用)
製本テープ	●共通③紙参照 (テープ基材に適用)
ブックスタンド	●共通①プラスチック参照
ペンスタンド	●共通①プラスチック参照
クリップケース	●共通①プラスチック参照
はさみ◎	●共通①プラスチック参照 ○リサイクル、廃棄のため分離・分別しやすいこと。
マグネット(玉)	●共通①プラスチック参照
マグネット(バー)	●共通①プラスチック参照
テープカッター	●共通①プラスチック参照
パンチ(手動)	●共通①プラスチック参照
モルトケース(紙めくり 用スポンジケース)	●共通①プラスチック参照
紙めくりクリーム	●共通①プラスチック参照 (容器に適用)
鉛筆削(手動)	●共通①プラスチック参照 ○リサイクル、廃棄のため分離・分別しやすいこと。
OAクリーナー (ウェットタイプ) ◎	●再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用 (容器に適用) ○内容物が補充できること。
OAクリーナー (液タイプ)	●共通①プラスチック参照 (容器に適用) ○内容物が補充できること。
ダストブロワー	●オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ●ハイドロフルオロカーボンが使用されていないこと。 又は地球温暖化係数が140未満の物質が使用されていること。
レターケース	●共通①プラスチック参照
メディアケース (CD・DVD・BD用)	●再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用 ●厚さ5mm以下のスリムタイプ
マウスパッド	●共通①プラスチック参照
OAフィルター (枠あり)	●再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用 (枠に適用)
丸刃式紙裁断機	●共通①プラスチック参照 (金属部分を除く) ○リサイクル、廃棄のため分離・分別しやすいこと。
カッターナイフ◎	●共通①プラスチック参照
カッティングマット	●共通①プラスチック参照 ○マットの両面が使用できること。
デスクマット◎	●再生オレフィン系樹脂を使用



**R100**

古紙パルプ配合率100%再生紙を使用



OHPフィルム	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再生プラスチックが、プラスチック重量の30%以上使用されていること。</li> <li>●インクジェット用のものにあつては、上記要件を満たすこと、または植物原料のプラスチックを使用していること。</li> </ul>	  
絵筆	●主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック70%以上使用されていること。	
絵の具	●共通①プラスチック参照（容器に適用）	
墨汁	●共通①プラスチック参照（容器に適用）	
のり（液状）◎ （補充用を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●共通①プラスチック参照（容器に適用）</li> <li>○内容物が補充できること。</li> </ul>	
のり（澱粉のり） （補充用を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●共通①プラスチック参照（容器に適用）</li> <li>○内容物が補充できること。</li> </ul>	
のり（固形）◎ のり（テープ）◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>●共通①プラスチック参照（容器・ケースに適用）</li> <li>○消耗品が交換できること。</li> </ul>	
ファイル <ul style="list-style-type: none"> <li>・フラットファイル◎</li> <li>・パイプ式ファイル◎</li> <li>・綴込表紙◎</li> <li>・ファスナー</li> <li>・コンピュータ用キャップ式</li> <li>・フォルダー（個別フォルダー）◎</li> <li>・ホルダー（クリアホルダー）◎</li> <li>・ボックスファイル◎</li> <li>・ドキュメントファイル</li> <li>・透明ポケット式ファイル◎</li> <li>・スクラップブック</li> <li>・Z式ファイル</li> <li>・クリップファイル</li> <li>・用箋挟（決裁板）◎</li> <li>・図面ファイル</li> <li>・ケースファイル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主要材料が紙の場合、古紙パルプ配合率が70%以上であること。</li> <li>●クリアホルダーは共通①プラスチック参照</li> <li>●それ以外の場合にあつては、共通基準を満たすこと。</li> <li>○リサイクル、廃棄のため分離・分別しやすいこと。</li> </ul>	
バインダー <ul style="list-style-type: none"> <li>・MPバインダー</li> <li>・リングバインダー◎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主要材料が紙の場合、古紙パルプ配合率が70%以上であること。</li> <li>○リサイクル、廃棄のため分離・分別しやすいこと。</li> </ul>	
ファイリング用品 <ul style="list-style-type: none"> <li>・背見出し</li> <li>・ポケット◎</li> <li>・仕切紙</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文具類共通の判断基準を満たすこと。</li> </ul> <p>この一覧表におけるファイリング用品とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙等を指し、太田市の文書管理「ファイリングシステム」を指すものではない。</p>	

アルバム	●共通③紙参照
つづりひも◎	●主要材料が紙の場合、古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上であること。 ●主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックが製品全体重量比の70%以上使用されていること。
カードケース◎	●共通①プラスチック参照
事務用封筒（紙製）◎	●古紙パルプ配合率40%以上
窓付き封筒（紙製）	●古紙パルプ配合率40%以上 ●窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、再生プラスチック40%以上か、植物原料のプラスチックを使用。
ノート◎	●古紙パルプ配合率70%以上 ●塗工のないものは白色度70%以下であること。
パンチラベル◎	●古紙パルプ配合率50%以上
インデックス◎	●古紙パルプ配合率70%以上
タックラベル◎	●古紙パルプ配合率70%以上
付箋紙◎	●古紙パルプ配合率70%以上
付箋フィルム	●共通①プラスチック参照
黒板拭き◎	●共通①プラスチック参照（カバーに適用）
ホワイトボード用 イレーザ◎	●共通①プラスチック参照（背板に適用）
額縁◎	●共通①プラスチック参照
ごみ箱	●再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用
リサイクルボックス	●再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用
缶・ボトルつぶし機（手動）	●共通①プラスチック参照（ベース部に適用）
名札（机上用）	●共通①プラスチック参照
名札（衣服取付型・首下げ型）◎	●共通①プラスチック参照
チョーク◎	●再生材料が製品全体重量比で10%以上使用されていること。



③ オフィス家具等

【共通の配慮事項】

○製品の包装は、できるだけ簡易で再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

特定調達品目	●判断基準 ○配慮事項	環境ラベル
いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	<p>●金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①プラスチックの場合、再生プラスチックをプラスチック重量の10%以上使用。</p> <p>②木質の場合、間伐材等の木材を使用。</p> <p>③紙の場合、紙の原料は古紙配合率50%以上。</p> <p>○①修理や部品交換しやすく長期使用できるように設計されていること。</p> <p>②リサイクル、廃棄のため分離、分別しやすく設計されていること。</p>	環境ラベル  

④ O A機器

【共通の配慮事項】

○製品の包装は、できるだけ簡易で再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること

特定調達品目	●判断基準 ○配慮事項	環境ラベル
コピー機（複合機含む） プリンタ ファクシミリ スキャナ ディスプレイ	●国際エネルギースタープログラム適合品であること。（ラベルA） ●印刷機器については、古紙配合率 100%の再生紙に対応可能であること。	A 
電子計算機 磁気ディスク装置	●省エネ法トップランナー基準達成品であること。（ラベルB）	B 
シュレッダー	●基本方針で定める待機電力の基準を満たすこと。	
デジタル印刷機	●エコマーク認定品であること。（ラベルC）	C 
記録用メディア◎ 直径 12cm の CD-R、 CD-RW、DVD±R、DVD±RW、 DVD-RAM、BD-R、BD-RE	●ケースが次のいずれかの要件を満たすこと。 ①プラスチックの場合、再生プラスチックが全体重量の30%以上使用または、植物原料のプラスチックを使用。 ②厚さ 5mm 以下のスリムタイプケースであること。又は、集合タイプであること。 ③紙の場合、古紙配合率 70%以上。	D 
一次電池または小型充電式電池◎ （単1～単4）	●一次電池は J I S マークのあるアルカリ乾電池であること。（ラベルD） ●小型充電式電池は充電式のニッケル水素電池等であること。	
電子式卓上計算機◎ （一般事務用）	●使用電力の 50%以上が太陽電池から供給されること。（ラベルC） ●再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。	
トナーカートリッジ◎ インクカートリッジ◎	●使用済カートリッジの回収システムがあること。（ラベルC）	

⑤ 家電製品

【共通の配慮事項】

- 製品の包装は、できるだけ簡易で再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 長期使用や再利用しやすいように設計が工夫されていること。
- プラスチック使用の場合、できるだけ再生プラスチックが使用されていること。

特定調達品目	●判断基準 ○配慮事項	環境ラベル
電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>●エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上の基準を満たすこと。ただし、定格内容積400m<sup>3</sup>以下の製品は、3つ星でも可。(ラベルA)</li> <li>●冷媒、断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質、代替フロンを使用していないこと。</li> <li>○使用される塗料は、有機溶剤および臭気が少ないものであること。</li> </ul>	A  B 
テレビジョン受信機	<ul style="list-style-type: none"> <li>●エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上の基準を満たすこと。(ラベルA)</li> <li>●エコマーク認定品であること。(ラベルC)</li> </ul>	C 
電気便座	<ul style="list-style-type: none"> <li>●エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星相当以上の基準を満たすこと。ただし、瞬間式の温水洗浄便座のうち、節電方式としてタイマー方式及び非使用状態を判別する機能を備えているものは3つ星、暖房便座及び貯湯式の温水洗浄便座は2つ星でも可。(ラベルA)</li> </ul>	
電子レンジ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●省エネ法トップランナー基準達成品であること。(ラベルB)</li> </ul>	

⑥ エアコンディショナー等

【共通の配慮事項】

- 製品の包装は、できるだけ簡易で再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 長期使用や再利用しやすいように設計が工夫されていること。
- プラスチック使用の場合、できるだけ再生プラスチックが使用されていること。

特定調達品目	●判断基準 ○配慮事項	環境ラベル
エアコンディショナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星相当以上の基準を満たすこと。(ラベルA)</li> <li>●冷媒にオゾン層を破壊する物質を使用していないこと。</li> </ul>	A 
ガスヒートポンプ式冷暖房機	<ul style="list-style-type: none"> <li>●成績係数がJIS適合機種は1.42(APF)以上、JIS適合外機種は1.15(COP)以上であること。</li> <li>●冷媒にオゾン層を破壊する物質を使用していないこと。</li> </ul>	B 
ストーブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●省エネ法トップランナー基準達成品であること。(ラベルB)</li> </ul>	

⑦ 温水器等

【共通の配慮事項】

- 製品の包装は、できるだけ簡易で再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 長期使用や再利用しやすいように設計が工夫されていること。
- プラスチック使用の場合、できるだけ再生プラスチックが使用されていること。

特定調達品目	●判断基準 ○配慮事項	環境ラベル
ヒートポンプ式電気給湯器	●基本方針で定める成績係数が 3.50 以上であること。 ●冷媒にオゾン層を破壊する物質を使用していないこと。	
ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	●省エネ法トップランナー基準達成品であること。	

⑧ 照明

【共通の配慮事項】

- 製品の包装は、できるだけ簡易で再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

特定調達品目	●判断基準 ○配慮事項	環境ラベル
蛍光灯照明器具	●エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星相当以上の基準を満たすこと。 (ラベルA)	A 
蛍光ランプ◇ (40形直管)	●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①高周波点灯専用形(Hf)である場合 ア. エネルギー消費効率はランプ効率で100lm/W以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ. 管径は25.5(±1.2)mm以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 オ. 定格寿命は10,000時間以上であること。 ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合 ア. エネルギー消費効率はランプ効率で85lm/W以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ. 管径は32.5(±1.5)mm以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 オ. 定格寿命は10,000時間以上であること。	B 
電球形状のランプ◇ (電球形蛍光ランプ)	●省エネ法トップランナー基準達成品であること。 (ラベルB)	

⑨ 自動車等

特定調達品目	●判断基準 ○配慮事項	環境ラベル
自動車（普通自動車、小型自動車及び軽自動車）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ガソリン車については、平成 27 年度燃費基準達成かつ低排出ガス車であること。（排出ガス基準値は平成 17 年基準で乗用車は 4 つ星、乗用車以外は 3 つ星）</li> <li>●ディーゼル車については、平成 27 年度燃費基準達成車であること。</li> </ul>	
乗用車用タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●転がり抵抗係数が 9.0 以下（低燃費タイヤ）であること。</li> <li>●スパイクタイヤでないこと。</li> </ul>	
2 サイクルエンジン油	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生分解度が 28 日以内で 60%以上であること。</li> <li>●魚類による急性毒性試験の 96 時間 LC50 値が 100mg/L 以上であること。</li> </ul>	

⑩ 消火器

特定調達品目	●判断基準 ○配慮事項	環境ラベル
消火器	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消化薬剤に再生材料が重量比で 40%以上使用されていること。</li> <li>●製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</li> <li>○分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</li> <li>○プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</li> <li>○使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</li> <li>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li> <li>○包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</li> </ul>	

⑪ 制服・作業服

特定調達品目	●判断基準 ○配慮事項	環境ラベル
制服 作業服◎	<p>●ポリエステル繊維使用の場合は、再生PET樹脂を繊維部分全体重量比で25%以上使用していること。 又は、再生PET樹脂配合率が10%以上であり、かつ回収・再使用・リサイクルシステムがあること。</p> <p>○製品の包装は、できるだけ再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	  PETボトル 再利用品

⑫ インテリア・寝装寝具

【共通の配慮事項】

○製品の包装は、できるだけ簡易で再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

特定調達品目	●判断基準 ○配慮事項	環境ラベル
カーテン 布製ブラインド	<p>●ポリエステル繊維使用の場合は、再生PET樹脂を繊維部分全体重量比で25%以上使用していること。 又は、再生PET樹脂配合率が10%以上であり、かつ回収・再使用・リサイクルシステムがあること。 (ラベルA、B)</p>	A 
タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット	<p>●未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック等の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用していること。 (ラベルA、B)</p>	B  PETボトル 再利用品
毛布 ふとん	<p>●ポリエステル繊維使用の場合は、再生PET樹脂を繊維部分全体重量比で25%以上使用していること。 又は、再生PET樹脂配合率が10%以上であり、かつ回収・再使用・リサイクルシステムがあること。</p> <p>●ふとんについては、再使用した詰物が80%以上であること。 (ラベルA、B)</p>	C  環境と安全に配慮 全日本ベッド工業会 D  衛生 マットレス 全日本ベッド工業会
ベッドフレーム	<p>●金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①プラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用。</p> <p>②木質の場合、間伐材等の再生資源を使用。</p> <p>③紙の場合、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上。 (ラベルC)</p>	

マットレス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●詰物に使用される繊維がポリエステルの場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。</li> <li>●フェルトに使用される繊維はすべて未利用繊維又は反毛繊維であること。</li> <li>●材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量が75ppm以下であること。</li> <li>●ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質を使用していないこと。 (ラベルD)</li> </ul>	
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

⑬ 作業用手袋

特定調達品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●判断基準</li> <li>○配慮事項</li> </ul>	環境ラベル
作業用手袋◇	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ポリエステル繊維使用の場合は、再生PET樹脂を繊維部分全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用していること。</li> <li>○未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること。（すべり止め塗布加工部分を除く。）</li> <li>○漂白剤を使用していないこと。</li> <li>○製品の包装は、できるだけ簡易で再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li> </ul>	 

⑭ その他繊維製品

【共通の配慮事項】

○製品の包装は、できるだけ簡易で再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

特定調達品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●判断基準</li> <li>○配慮事項</li> </ul>	環境ラベル
集会用テント	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ポリエステル繊維使用の場合は、再生PET樹脂を繊維部分全体重量比で25%以上使用していること。</li> <li>又は、再生PET樹脂配合率が10%以上であり、かつ回収・再使用・リサイクルシステムがあること。</li> </ul>	
ブルーシート	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再生ポリエチレンを50%以上使用していること。</li> </ul>	

⑮ 設 備

【共通の配慮事項】

○分解しやすいなど部品の再利用、素材の再生のための工夫が設計上されていること。

特定調達品目	●判断基準 ○配慮事項
太陽光発電システム	●太陽光モジュールのセル実効変換効率が、次の区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・シリコン単結晶系太陽電池 16.0%</li> <li>・シリコン多結晶系太陽電池 15.0%</li> <li>・シリコン薄膜系太陽電池 8.5%</li> <li>・化合物系太陽電池 12.0%</li> </ul> ●太陽電池モジュール及び付属機器の維持管理等に必要な情報が開示され容易に確認できること。                     ●発電電力等の確認ができること。                     ●太陽電池モジュールの出力について、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。                     ●パワーコンディショナについて、定格負荷効率及び1/2負荷時の部分負荷効率が、出荷時の効率の90%以上を5年以上維持できるように設計・製造されていること。                     ●太陽電池モジュールについて、エネルギーペイバックタイムが3年以内であること。
太陽熱利用システム	●集熱媒体平均温度から気温を差し引いた値が10Kである時、集熱器の集熱効率が40%以上であること。                     ●集熱器及び周辺機器について、使用熱エネルギー量を考慮した設備設計が可能となるよう必要な情報の開示がされていること。
燃料電池	●商用電源の代替として燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギーまたは熱エネルギーを取り出すものであること。
生ゴミ処理機	●バイオ式または乾燥式等の処理方法により生ごみの減量を行う機器であること。

⑯ 公共工事

【判断基準】

●契約図書において、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施し、一定の環境負荷低減効果が認められる資材、建設機械、工法または目的物の使用を義務付けるよう努める。

【配慮事項】

○資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

⑰ 役 務

【共通の配慮事項】

○役務に伴う製品の包装は、できるだけ簡易で再利用しやすく廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

特定調達品目	●判断基準 ○配慮事項	
印刷 ・報告書類 ・ポスター ・チラシ ・パンフレット	●本表に記した紙類を使用すること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除く。 ●オフセット印刷の場合は、植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分 1%未満の溶剤のみを用いるインキを使用すること。 ●デジタル印刷の場合は、化学安全性の確認されているトナーまたはインキを使用すること。	
食堂（庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂）	●生ゴミを減容及び減量する等再利用に係る適正な処理が行われていること。 ●繰り返し利用できる食器が使われていること。	
自動車整備 ・定期点検整備 ・部品交換を伴う修理	●自動車リサイクル部品（リユース部品）又はリビルド部品を使用すること。 ・リユース部品…使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品。 ・リビルド部品…使用済自動車から取外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品。	
庁舎管理	●使用する物品が本表の品目に該当する場合、判断の基準を満たしている物品（適合品）を使用する。 ●庁舎管理は各設備の稼動状況を集計して適正に稼動する。	
清掃	●使用する物品が本表の品目に該当する場合、判断の基準を満たしている物品（適合品）を使用する。 ●洗面所の手洗い洗剤は、資源有効利用の観点から廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんを使用する。 ●ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適正に回収する。 ○補充品等は、過度な補充を行わないこと。 ○使用する洗剤、ワックス等は使用量を削減し適正量を使用すること。	

## 別記 環境物品を選択するための情報源

### ① 主な環境ラベル一覧表

下表のマークのほか詳細は、次のURLにより環境省ホームページを参照すること。

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>

マーク名	制度の特色
 エコマーク	ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度です。 ISO の規格（ISO14024）に則った我が国唯一の第三者認証によるタイプ I 環境ラベル制度です。幅広い商品（物品、サービス）を対象とし、商品の類型ごとに認定基準を設定、公表しています。 （公財）日本環境協会において、幅広い利害関係者が参加する委員会の下で運営されています。
 再生紙使用マーク	古紙パルプ配合率を示す自主的なマークです。古紙パルプ配合率 100%再生紙を使用しています。 ごみ減量化推進国民会議（現 3R 活動推進フォーラム）で定められたものです。
 グリーンマーク	原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。 運営：公益財団法人古紙再生促進センター
 間伐材マーク	間伐材を用いた製品に表示することが出来るマークです。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するものです。 マークの使用には普及啓発での使用と間伐材製品への使用の2種類あります。 日本の森林資源の保続培養、森林生産力の増進を図ることを目的とした協同組合である全国森林組合連合会が運営する制度です。
 FSC 認証制度 (森林認証制度)	適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証(FM認証)」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証(CoC認証)」の2種類の認証制度です。 NPOであるFSC (Forest Stewardship Council: 森林管理協議会) が運営する国際的な制度です。
 PEFC 森林認証 プログラム	PEFCは、各国で地元の関係者によって独立に設立運営されている森林認証制度を国際的に共通するものとして承認するための国際的NGOです。 持続可能な森林管理のために策定された国際基準（政府間プロセス基準）に則って林業が実施されていることを第三者認証する「森林管理認証」および、紙製品や木材製品など林産品に関して、森林管理認証を受けた森林から生産された木材やリサイクル材を原材料として一定の割合以上使用していることを第三者認証するCoC認証があります。

 <p>JOIFA グリーンマーク</p>	<p>オフィス家具 10 品目（いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード）について、一般社団法人日本オフィス家具協会（JOIFA）がグリーン購入法適合を示す「JOIFAグリーンマーク」を制定し、会員企業の製品に表示しています。</p>
 <p>国際エネルギー スタープログラム</p>	<p>パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。日本、米国のほか、EU 等 9 か国・地域が協力して実施している国際的な制度です。経済産業省が運営する制度です。</p>
 <p>省エネラベリング 制度</p>	<p>省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度です。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができます。表示方法等について JIS 規格が制定されています。</p>
 <p>統一省エネラベル</p>	<p>省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度です。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示しています。</p>
 <p>燃費基準達成車 ステッカー</p>	<p>自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車メーカー等の協力を得て、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）で定める燃費目標基準値以上の燃費の良い自動車については、ステッカーを自動車の見やすい位置に貼付。</p>
 <p>低排出ガス車認定 (平成 17 年及び 21 年基準)</p>	<p>自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度。</p>
 <p>低燃費タイヤ マーク</p>	<p>転がり抵抗性能の等級が A 以上で、ウェットグリップ性能の等級が a ~ d の範囲内にあるタイヤを「低燃費タイヤ」と定義し、統一マークを表記して普及促進を図る。運営：一般社団法人日本自動車タイヤ協会</p>

 <p><b>PETボトル 再利用品</b> PET ボトルリサイ クル推奨マーク</p>	<p>使用済み PET ボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマークです。 PET ボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体である PET ボトル協議会が運営する制度です。</p>
 <p>フレーム 環境マーク</p>	<p>環境と安全への配慮し、一定の環境に関連する基準を満たすベッドフレームに表示されるマークです。全日本ベッド工業会が運営する制度です。</p>
 <p>衛生 マットレス</p>	<p>一定の環境に関連する基準を満たすマットレスに表示されるマークです。全日本ベッド工業会が運営する制度です。</p>
 <p>植物油インキ マーク</p>	<p>植物油を含有した印刷インキで、マーク使用基準を満たしたものに貼付できる。大豆油に限定せず、全ての植物油を対象。再生可能資源で、環境負荷を大幅に低減。また、該当インキで印刷した印刷物にも添付可能。</p>

② 主なグリーン購入商品総合案内サイト

サイト名	対象物品
<p>エコ商品ねっと <a href="http://www.gpn.jp/econet/">http://www.gpn.jp/econet/</a></p>	<p>全般</p>
<p>省エネ型製品情報サイト <a href="http://seihinjyoho.go.jp/">http://seihinjyoho.go.jp/</a></p>	<p>電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機、電気便座、電子レンジ、エアコンディショナー、ストーブ、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器、蛍光灯照明器具、電球形蛍光ランプ</p>
<p>グリーン購入法適合車種リスト (社団法人 日本自動車工業会) <a href="http://www.jama.or.jp/eco/eco_car/green_list/index.html">http://www.jama.or.jp/eco/eco_car/green_list/index.html</a></p>	<p>自動車</p>

③ その他の参考資料

- ・環境物品等の調達に関する基本方針  
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>
- ・環境省「グリーン購入法.net」  
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>
- ・グリーン購入ネットワーク（GPN）  
<http://www.gpn.jp/>

その他、各メーカーのホームページ及びカタログにもグリーン購入法適合品の情報が提供されています。

## 改訂履歴

版数	制定・改廃 年月日	改訂ページ	改 訂 内 容
初 版	H13. 12. 21		
第 2 版	H14. 12. 20		<p>文章構成の変更による全面改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○版数管理方式に変更し、「制定日」、「改定日」、「施行日」及び「版数」の各欄を追加した。</li> <li>○「調達実績の取りまとめ及び公表」の適用範囲を全行政機関から共同購入品に改め、その他については実績把握に向けて体制整備に努めることとした。</li> <li>○本文中の「実施日」を削除し、調達担当窓口を「総務部契約管財課」から「総務部財務課」に改めた。</li> <li>○環境省の「環境物品の調達の推進に関する基本方針の一部変更（平成 14 年 2 月 15 日）」の変更内容に合わせて、本方針の「対象品目」及び「調達の目標」の対象品目を改めた。</li> </ul>
第 3 版	H15. 11. 01	P. 5～P. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 14 年度の調達実績の集計を全行政機関に対し行った結果を踏まえ、平成 15 年度における調達の目標値を「共同購入品」と「所属別予算購入品」とに分け、それぞれ達成可能な値を設定して、今後本方針の一層の周知と調達率の向上を図る。</li> </ul>
		P. 5～P. 56	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境省の「環境物品の調達の推進に関する基本方針の一部変更（平成 15 年 2 月 28 日）」の変更内容に合わせて、本方針の「調達の目標」及び「別記」の対象品目を改めた。</li> </ul>
第 4 版	H17. 12. 27	P. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調達担当窓口を「総務部財務課」から「総務部管財課」に改めた。</li> </ul>
		P. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合併に伴い対象機関が拡大されたため、平成 17 年度における調達の目標のうち所属別予算購入品については努力目標とした。</li> </ul>
		P. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○別記の「判断基準等」については、国の「環境物品の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目ごとの判断基準に準じているため、それを参照することとした。</li> </ul>
第 5 版	H18. 10. 1	p. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「調達実績の取りまとめ及び公表」の適用範囲を共同購入物品の他に所属別購入物品も対象とした。</li> <li>○調達担当窓口を「総務部管財課」から「総務部購買課」に改めた。</li> </ul>
		p. 3～p. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境省の「環境物品の調達の推進に関する基本方針の一部変更（平成 18 年 2 月 28 日）」の変更内容に合わせて本方針の「調達の目標」の対象品目を改めた。</li> <li>○各品目の【判断基準】と対応する環境ラベルを明記した。</li> <li>○共同購入と所属別購入の表をひとつにまとめた。</li> </ul>

第6版	H20. 1. 23	P. 13. 14	○より適正で円滑な調達を図るため「環境物品を選択するための情報源」を別記した。
		P. 3	○紙類の判断基準等を改めた。
第7版	H22. 10. 1	P. 1～P. 2	太田市環境物品等調達方針を改めた。 ○目的について、要旨をまとめた。 ○調達の判断基準がないものについては、努力目標とした。 ○調達担当窓口を「総務部購買課」から「物品調達担当課」に改めた。
		P. 3～P. 16	○「別表 特定調達品目一覧表」について、環境省の「環境物品の調達の推進に関する基本方針の一部変更（平成 22 年 2 月 5 日）」を参考に、本方針内容の見直しを行った。特に文具類の記載事項を詳細に明記した。
		P. 17～P. 19	○「環境物品を選択するための情報源」について、マーク名の記載及び案内サイトの修正を行った。
第8版	H26. 3. 7	P. 3～P. 17	○「別表 特定調達品目一覧表」について、環境省の「環境物品の調達の推進に関する基本方針の一部変更（平成 26 年 2 月 4 日）」を参考に内容の見直しを行った。
		P. 18～P. 21	○「環境物品を選択するための情報源」について、マークの記載内容及び案内サイトの修正を行った。